

藤沢市理容師法施行条例の制定について
藤沢市理容師法施行条例を次のように定める。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市理容師法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（理容を行う場合の衛生上必要な措置）

第2条 法第9条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、必要に応じて、マスクを使用すること。
- (2) 手指は、常に清潔に保つこと。
- (3) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとに取り替えること。
- (4) 客用の被布及び洗髪器その他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適宜交換すること。
- (6) 医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、安全衛生に留意し、適正に使用すること。
- (7) 皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。
- (8) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとに廃棄すること。

（理容所の衛生上必要な措置）

第3条 法第12条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

ただし、土地の状況等の理由により、これにより難しい場合であって市長が衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 理容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- (2) 理容所は、待合設備を有すること。
- (3) 理容所は、作業及び衛生保持に支障を来さないよう11.55平方メートル以上の面積を確保すること。
- (4) 洗場は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。
- (5) 排水は、適正に処理すること。
- (6) 消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して格納できる適当なガラス張りケース又はこれに類する戸棚等を設けること。
- (7) 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- (8) 理容所で使用する水は、清浄なものであること。
- (9) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。

(出張業務のできる場合)

第4条 理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において業務を行う場合
- (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合
- (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を

図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、理容師法が改正されたことに伴い、理容師が理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置及び理容所について講ずべき衛生上必要な措置について、新たに本市の条例において定める必要による。